



# 島根県報

平成22年2月26日（金）

第2,165号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

## 目 次

### 【規 則】

島根県人口移動調査規則の一部を改正する規則 (統 計 調 査 課) 2

### 【告 示】

土地改良区の定款変更の認可 (農 村 整 備 課) 2

保安林予定森林（2件） (森 林 整 備 課) 3

保安林の指定施業要件の変更（2件） ( " ) 3

森林法第189条の規定による告示及び掲示 ( " ) 4

### 【特定調達公告】

デジタル図化システム機器の購入に係る一般競争入札の落札者等 (警 察 本 部) 5

### 【公企訓令】

木都賀ダム操作規程の一部改正 5

### 【正 誤】

平成21年11月30日付け島根県報号外第206号中 (教 育 庁 総 務 課) 6

平成21年12月4日付け島根県報第2,143号中 (警 察 本 部) 6

公布された条例等のあらまし

◇島根県人口移動調査規則の一部を改正する規則（規則第4号）

1 規則の概要

島根県人口移動調査の調査票の様式を整備することとした。（様式第1号－様式第3号関係）

2 施行期日

平成22年4月1日から施行することとした。

**規 則**

島根県人口移動調査規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年2月26日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県規則第4号

島根県人口移動調査規則の一部を改正する規則

島根県人口移動調査規則（平成12年島根県規則第7号）の一部を次のように改正する。

様式第1号中「総務庁届出 第299025号」を削り、

「

移動なさる方は記入しないでください。						
<input type="checkbox"/> 2枚目	<input type="checkbox"/> 3枚目	1	2	3	4	国外
						<input type="checkbox"/>

」を「

該当する場合は、ご記入ください。			
<input type="checkbox"/> 2枚目あり	<input type="checkbox"/> 3枚目あり	国外から転入なさる方	<input type="checkbox"/>

」に、

「

<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	市・町・村
--------------------------	--------------------------	--------------------------	-------

」を「

<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	市・町・村
--------------------------	--------------------------	--------------------------	--------------------------	-------

」に、「01」を「11」

に改める。

様式第2号中「総務庁届出 第299025号」を削り、

「

移動なさる方は記入しないでください。						
<input type="checkbox"/> 2枚目	<input type="checkbox"/> 3枚目	1	2	3	4	国外
						<input type="checkbox"/>

」を「

該当する場合は、ご記入ください。			
<input type="checkbox"/> 2枚目あり	<input type="checkbox"/> 3枚目あり	国外へ転出なさる方	<input type="checkbox"/>

」に改め

る。

様式第3号中「総務庁届出 第299025号」を削る。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

**告 示**

島根県告示第123号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、邑智郡大和村比之宮土地改良区の定款変更を平成22

年2月18日付けで認可した。

平成22年 2月26日

島根県知事 溝 口 善兵衛

---

#### 島根県告示第124号

次の森林を保安林予定森林としたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成22年 2月26日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 保安林予定森林の所在場所  
松江市美保関町雲津341
- 2 指定の目的  
土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐は、択伐による。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。  
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び松江市役所に備え置いて縦覧に供する。）

---

#### 島根県告示第125号

次の森林を保安林予定森林としたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成22年 2月26日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 保安林予定森林の所在場所  
出雲市矢尾町字石臼1177-2、1178、1179
- 2 指定の目的  
土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐は、択伐による。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。  
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び出雲市役所に備え置いて縦覧に供する。）

---

#### 島根県告示第126号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定により保安林の指定施業要件を変更するので、同法第33条の3において準用する同法第33条第6項の規定において準用する同条第1項の規定により告示する。

平成22年 2月26日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的 次に掲げる告示で定めるところによる。  
平成元年7月20日農林水産省告示第920号（1及び3に係るものに限る。）、平成元年11月14日農林水産省告示第1504号（2に係るものに限る。）
- 2 変更に係る指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法 変更しない。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。  
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び浜田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

#### 島根県告示第127号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定により保安林の指定施業要件を変更するので、同法第33条の3において準用する同法第33条第6項の規定において準用する同条第1項の規定により告示する。

平成22年 2月26日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的 次に掲げる告示で定めるところによる。  
平成12年8月4日島根県告示第639号、平成12年9月5日島根県告示第690号（2に係るものに限る。）、平成14年3月26日島根県告示第337号
- 2 変更に係る指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法 変更しない。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。  
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。）

#### 島根県告示第128号

平成22年島根県告示第80号で保安林予定森林とされた次の山林については、当該処分に係る通知の相手方が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、その通知の内容を吉賀町役場に掲示するとともにその要旨を告示する。

平成22年 2月26日

島根県知事 溝 口 善兵衛

森林の所在場所及び不明である通知の相手方

森 林 の 所 在 場 所	不 分 明 で あ る 通 知 の 相 手 方	
	山林の権利者	住 所
鹿足郡吉賀町柿木村椈谷664-1	合資会社共福社	鹿足郡吉賀町柿木村福川110

### 特 定 調 達 公 告

次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条及び物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則（平成7年島根県規則第83号）第9条の規定により公告する。

平成22年2月26日

島根県警察本部長 大 橋 亘

1 落札に係る物品等又は役務の名称及び数量

デジタル図化システム機器

- ・デジタル解析図化装置 1式
- ・デジタルステレオカメラ 4式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

島根県警察本部警務部会計課 島根県松江市殿町8番地1

3 落札者を決定した日

平成21年10月26日

4 落札者の氏名及び住所

HOYA株式会社PENTAXイメージング・システム事業部日本営業本部 東京都千代田区永田町1-11-1

5 落札金額

43,575,000円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 特例公告を行った日

平成21年9月11日

## 島 根 県 公 営 企 業 訓 令

### 島根県公営企業訓令第1号

木都賀ダム操作規程（昭和52年島根県公営企業訓令第1号）の一部を次のように改正する。

平成22年2月26日

島根県知事 溝 口 善兵衛

第5条中「洪水警報又は」を削り、「これらの」を「この」に改める。

第7条中「洪水注意報又は」を削り、「これらの」を「この」に改める。

第11条中「貯水池内」の次に「及び発電所」を加える。

別表第1を次のように改める。

#### 別表第1（第14条、第19条、第20条第4号関係）

通知の相手方		通知の方法	
名 称	担当機関の名称	加 入 電 話	防災行政無線
島 根 県 知 事	土 木 部 河 川 課	○	○
同 上	浜 田 県 土 整 備 事 務 所		
同 上	御 部 ダ ム 管 理 所		
同 上	企 業 局 施 設 課		
浜 田 市 長	浜 田 市 役 所 総 務 課		
島根県浜田警察署長	浜 田 警 察 署 地 域 課		

浜田市消防本部消防長

浜田市消防本部警防課

## 附 則

この訓令は、平成22年 4 月 1 日から施行する。

**正 誤**

平成21年11月30日付け島根県報号外第206号中に誤りがあったので、次のように訂正する。

ページ	行	誤	正
3	下から 5	相当する額	給料月額に相当する額

平成21年12月 4 日付け島根県報第2,143号中に誤りがあったので、次のように訂正する。

ページ	行	誤	正
11	下から19	同条第 1 項中「医師」	同条第 1 項中「医師の指定」
11	下から18	医師	医師の指定